

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計

画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、さいたま市建設局下水道部下水道計画課及び埼

玉県荒川左岸南部下水道事務所

四 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年四月十三日まで